

総 務 企 画 委 員 会 記 録
＜ 第 1 号 ＞

平成20年第1回沖縄県議会（2月定例会）

平成20年2月13日（水曜日）

沖 縄 県 議 会

総務企画委員会記録<第1号>

開会の日時

年月日 平成20年2月13日 水曜日
開 会 午後1時33分
散 会 午後1時50分

場 所

第4委員会室

議 題

- 1 乙第2号議案 沖縄県職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する
条例

出 席 委 員

委 員 長	安 里	進 君
副 委 員 長	新 垣	良 俊 君
委 員	國 場	幸之助 君
委 員	池 間	淳 君
委 員	具 志	孝 助 君
委 員	渡嘉敷	喜代子 君
委 員	平 良	長 政 君
委 員	上 原	章 君
委 員	当 山	全 弘 君
委 員	嘉 陽	宗 儀 君
委 員	當 間	盛 夫 君

委員外議員 なし

欠席委員

糸 洲 朝 則 君
瑞慶覧 朝 義 君

説明のため出席した者の職・氏名

総 務 部 長 宮 城 嗣 三 君
総 務 統 括 監 伊 礼 幸 進 君
人 事 課 長 岩 井 健 一 君

○安里進委員長 ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。

乙第2号議案沖縄県職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

なお、ただいまの議案は本日の本会議において先議案件として本委員会に付託されております。

本日の説明員として総務部長の出席を求めています。

まず初めに、乙第2号議案沖縄県職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

宮城嗣三総務部長。

○宮城嗣三総務部長 ただいま議題となりました乙第2号議案沖縄県職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例につきまして、その概要を説明いたします。

この議案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正され、地方公務員が育児と仕事の両立が可能となるよう、育児短時間勤務等の制度が導入されたことに伴い、同制度の実施に関し関係条例の一部を改正するものであります。

育児短時間勤務制度の主な概要について申し上げますと、①対象となる職員は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する常勤職員で、育児短時間勤務をしようとする時間に配偶者がその子を養育することができない職員であります。②勤務のパターンとしては、1日当たり4時間の週20時間勤務、週3日（1日8時間）の週24時間勤務などがあります。③給与については、原則として勤務時間数に応じて支給することとしております。

その他、主な改正内容としては、育児部分休業の対象となる子が、小学校就学の始期に達するまで引き上げられたこと、育児休業職員が職務に復帰した場合の号級調整を見直したことなどがあります。

なお、本条例につきましては、公布の日から施行することとしております。

以上、乙第2号議案につきまして、その概要を御説明しました。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○安里進委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第2号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

平良長政委員。

○平良長政委員 この休業ではなくて、育児休暇の制度もあると思いますけれども、育児休暇は1年間でどれくらいの方がとっていますか。

○岩井健一人事課長 育児に関する休暇につきましては、特別休暇がございまして、生後1年に達しない子供を育てている場合に、1日2回、30分以上60分以内でまとめて、1日1回まとめてとりますと90分という特別休暇制度はございます。ただ、どの程度取得しているのかは数字を持ち合わせておりません。

○平良長政委員 今回の休業の方の条例改正では、よくなっていると思うので、どれくらいの方がとるのか、これはかわりの人のも入っていますので、予定をどれくらいしているのかをお聞かせ願えますか。

○岩井健一人事課長 知事部局職員で言いますと、小学生以下の子がいる職員が1373名でございまして、その中に小学校就学までの子がいるとしたら、そういう職員は取得の対象ということになると考えております。

○平良長政委員 対象者を聞いているわけじゃなくて、この条例で休業する人はどれくらい見積もっているのかという質疑をしています。

○宮城嗣三総務部長 今、岩井人事課長がお答えしたのは、対象者が1000名程度ということでございますけれども、状況等を聞いてみたら、そんなに実績が今のところないようでございます。我々としても、今のところ何名程度という数字がちょっと把握できない状況でございます。参考までに、昨年実施しました富山県の例でございますけれども、実績は5名です。それから平成16年につきましては事務職1名とか、今のところそういう状況だと伺っておりますので、大体それくらいかなという感じはしておりますけれども、少なくとも制度的にはよい制度でございますので、できるだけ制度を活用していきたいと考えております。

○安里進委員長 ほかに質疑はありませんか。
渡嘉敷喜代子委員。

○渡嘉敷喜代子委員 今回の宮城総務部長のお話で、富山県では5名の実績しかないということですが、せっかくこのようなよい制度を設けているのに、実際に行使するのは5名しかいないというのは、その背景には何があるとお考えですか。

○宮城嗣三総務部長 実は、その育児短時間勤務制度につきましては、先ほど説明申し上げましたけれども、週20時間勤務ということで、その後の任期付きの育児短時間勤務職員の充当等と、業務の分担とか、とる場合において今のところそういう部分が懸念材料として残っているのかなという感じはしております。

○渡嘉敷喜代子委員 確かにそのあたりが問題だと思うんですね。それを本当にとりやすい環境をつくっていくとか、そういう環境整備というのが大切だと思うんですね。今、県としてせっかくやろうとしているときに、そのあたりをどうしていくのか、先進県に倣って取り組みなどについてお考えがあるかどうか。

○宮城嗣三総務部長 職員から育児短時間勤務の請求があった時点で、当該職

員の業務内容、それから申請期間等を考慮した上で、職員の業務分担の見直し、それから職場内の配置がえ等々をまずは検討したいと考えております。その上で、業務を処理するための補充の職員が必要ということになりますので、任期つきの短時間勤務職員、それから逆に言えば業務の見直し等によって対応できるのであれば賃金職員、臨時的任用職員等々、いろんな手段が考えられると思いますので、できるだけとりやすい環境に努めていきたいと考えております。

○渡嘉敷喜代子委員 休暇が明けた後の昇給昇任の問題とかという懸念も出てくるんじゃないでしょうか。そのあたりはどうお考えですか。

○岩井健一人事課長 育児短時間勤務制度を取得した場合の取得後の昇給昇格については、フルタイム職員と同様でございますので、特にそのような懸念はございません。

○安里進委員長 ほかに質疑はありませんか。
當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 今回の県職員の範囲というのはどこまでですか。知事部局、教職員など全部ですか。

○宮城嗣三総務部長 全部でございます。公安委員会、教育委員会、病院事業局、企業局、知事部局です。

○當間盛夫委員 実績的に他都道府県で5名しかいないということからすると、ちょっととりやすい環境にはないのかなというところもあるはずでしょうから、これは総務部長がもっと率先して、これをやる意味はやはり大企業がしないところもあるはずでしょうけれども、根本は少子化対策が大きいと思いますので、知事部局が率先してやるというのは大変大事なことだと思います。

もう一つ気になるのは、教職員の方も含めているわけですから、学校関係でそのことが出てくるといったときの補充の部分がちょっと気になるんですが、これが何かと言えば、我々企業の雇用状況の中で非常勤職員をできるだけ正規雇用にしなさいということを県議会は常に言うわけですよ。県内企業はパートだとか雇用の現状というのは決してよくなる。賃金の格差が二極化するということは決して沖縄県の経済はよくなるということがあ

今回のこの制度をとると、例えば1年単位、2年単位で臨時的任用職員を採用するわけですね。結果的にその常勤の先生が戻ってくると、その方は終わるわけですね。それを助長しているのではないかということはどう考えますか。ほかによい方法がないのかなと、もっと考えて、先生同士でいろいろとやっていくのか、ある程度教育内にしっかりとしたものがあるって、そういう方が出るとその中から送り出す。

言われるように、実績的にそんなに人数がないということであれば、ある程度そういった考え方も私は持ってしかるべきだと思うんですね。同等のことであるわけですから、それが例えば30代、40代の同等ということになると、皆さん生活があるわけですね。そういった同等の皆さんを、同じように30代、40代の皆さんを1年間ですけれどもどうですかということではなくて、その方も生活があるわけですから、しっかりとその辺のことも考えてやらないと、なかなかこの制度というのは活用しても、正規職員の方にはいいはずでしょうけれども、臨時的任用職員の皆さん、全体的なものが本当にそれでいいのかなという思いはあるんですけれども、その辺はどうでしょうか。

○伊礼幸進総務統括監 この任期付短時間勤務職員の先生方も含めて県庁内もそうなんです、これをとられたときには例えば1日に4時間の1週間をとったとしたときに、後任はどうするかと言いますと、その欠けた部分の同じく1日4時間の半日勤務の1週間という形になるわけですね。そういう形なんですけれども、こういう場合におっしゃいますように補充を探す。なかなかそういうことも難しい面もあるわけですね。そういう中で、もしこういうふうに4時間ずつとる方が同じ職場、近くにいましたら、これを1つのポストに2人をつけて1人として、残った1つのポストはまた常勤の本職員を配置するという配置がえによる組み合わせとかもあるんですね。ですから、おっしゃいますように、補充にとっても大変ではありますが、またもう一つは県庁の中で今行われております再任用ですね。退職後の再任用のショートタイム、週3日とかそういうものの活用もできるわけなんですね。そういうことで、業務の中での担当の変更だとか、そういうのも検討しながら後任等も含めて業務に支障のないように、また、とる方にはとっていただけるような環境づくりをするということを考えております。

○當間盛夫委員 いろいろと少子化対策をする中で、女性が働きやすい環境をどうつくるかということも大変大事なことです。それから今言われている再任用のこともしっかりと考えていきながら、本当にとりやすいような環境づ

くり、せつかくつくるわけですからとりやすいような形でもっと皆さんもシステムをつくる中で、決して行政がパートをふやすような形というのはよくないと思っていますので、その辺は総務部長は認識をぜひお願いをしたいと思えます。

○宮城嗣三総務部長 先ほど、各県の実績の中で5名程度というのを申し上げましたけれども、これは我々の対象人員としましては1000人弱の方々が対象だろうと考えてございまして、たまたま各県の状況がどうなのかなど、我々としてはどの程度見込めばいいのかということで、各県を調べた結果の報告でございまして、決して5名程度とかそういうことについて考えているわけではありませんので、おっしゃるとおりよい制度でございまして、これから他都道府県の状況等も調べながら、できるだけ活用できるような形で努めてまいりたいと考えております。

○安里進委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○安里進委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第2号議案に対する質疑を終結いたします。
説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。
休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○安里進委員長 再開いたします。

議案の質疑についてはすべて終結し、採決を残すのみとなっております。
休憩いたします。

(休憩中に、議案の採決方法について協議)

○安里進委員長 再開いたします。

これより、乙第2号議案沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。
お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○安里進委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第2号議案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○安里進委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、乙第2号議案沖縄県職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の処理はすべて終了いたしました。

今回は、2月28日 木曜日 本会議終了後委員会を開きます。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委 員 長 安 里 進